

政令第百六十六号

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（古物営業法施行令の一部改正）

第一条 古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十八の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

理由

古物営業法の一部を改正する法律の施行に伴い、古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定の整理を行う必要があるからである。